

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷十五第

月六年五十和昭

## 論叢

支那に於ける農地の典に就いて……………經濟學博士 八木芳之助  
統制經濟下に於ける統計と經理……………經濟學博士 蜷川虎三

## 時論

利潤統制の革新的意義……………經濟學博士 谷口吉彦

## 研究

清末紙幣考……………經濟學士 徳永清行

『道德情操論』の研究……………經濟學士 白杉庄一郎

徳川時代に於ける丹後縮緬機業の發展過程……………經濟學士 堀江英一

## 說苑

價格に於ける歴史的傳統性……………經濟學士 桑原晉

北陸の漆器工業……………經濟學士 田杉競

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

本誌第五十卷總目錄

# 經濟論叢

第五十卷 第六號 (通卷第百號) 昭和十五年六月發行

## 論叢

### 支那に於ける農地の典に就いて

八木芳之助

#### 一 農地の典の本質

支那の農村社會に於て農地の所有權に移動が起るのは、均分相續によつて父祖相傳の農地が子供達に分割される場合と、窮迫せる農民がその所有農地を他人に賣却する場合とである。けれども支那の農民が唯一の生産手段たる農地に對して懐く執着心乃至愛情心は極めて根強く、萬已むを得ざる時にあらざれば、農地を賣却しようとはしない。一般に農民が生活の壓迫を被つて資金を必要とする場合、若くは冠婚葬祭等に多額の臨時費を必要とする場合には、先づ金融業者乃至高利貸の門を叩いて、その所有農地を抵押として、資金の融通を受ける。併

し融通を求め金額が比較的多額にして、農地の抵押を以てしては容易に其の目的を達し得ないか、若くは抵押を以て既に資金を借入れてゐる場合には、更に所有農地を出典して資金の融通を受ける。かゝる過程をへて、農民は最後の手段として、始めて農地を完全に賣却するものである。<sup>1)</sup>従つて通常、農民の喪失する土地は、賣買段階に到達する以前に、屢々先づ抵押、典(典當)の順序を経過するものである。<sup>2)</sup>

右の場合、抵押にあつては、債務者たる農民が、自己の所有農地を擔保物として、債権者たる金融業者より金銭の融通を受けるもので、この際、擔保物たる農地の占有は之を債権者に移すものではない。即ち農地抵押借款(借金)の成立後と雖も、抵押農地は依然として債務者たる農民によつて耕種、管理されるものにして、債権者は債務辨済に至るまで期日に利息を收得するの外、抵押田地に對して暫時監視の義務を負ひ、若し債務者が該抵押田地を他に典賣するか、若くは該田地を以て第三者より更に抵押負債を起す場合には、債権者は隨時これに干渉する權利を有するに過ぎない。併し若し債務者が辨済期日に至るも契約上規定の義務を履行し得ざるときは、通例債権者は該田地を沒收して、之を直接管理し得るものである。<sup>3)</sup>支那民法第八六〇條は抵押權に關し「抵押權と稱するは債務者又は第三者が占有を移轉せずして擔保に供したる不動産に對し其の賣得金につきて辨済を受くることを得るの權利をいふ」と謳つてゐる。

上述の抵押に反し、茲に問題とする農地の典(典當ともいふ)に於ては、金銭の必要に迫られたる農民が、他人より一定の金銭の融通を受け、之に對して債権者をして自己の農地を使用収益せしめ、他日之と同額の金銭を返還して(即ち所謂回贖をなし)、其の使用収益を終了せしめる行爲を謂ふ。<sup>4)</sup>支那民法第九一一條は典權を定義して「典

1) 行政院農村復興委員會、河南省農村調查、四八頁。行政院農村復興委員會、陝西省農村調查、九頁。  
2) 中國經濟年鑑上(民國二十四年續編) F. 三二三頁。  
3) 同書、F. 三二五頁。  
4) 支那民法第八六〇條。稱抵押權者謂對於債務人或第三人不移轉占有而供擔保

權と稱するは典價を支付し他人の不動産を占有して使用及収益するの權利を謂ふ<sup>6)</sup>と謳つてゐる。故に抵押と典との主たる差異は、債權者に擔保不動産の占有を移し且つ之を使用収益せしめるか否かの點に懸つてゐる。また典に於ては抵押と異なり、出典人は融通を受けた金錢につき受典人に對して利息を支拂はない。

斯くの如く農地の典に於ては、當該農地の占有は一般に債權者たる出典人から債權者たる受典人に移轉され、且つ受典人は之を自由に使用収益し得るものであるが、併し受典人が當該農地を自から耕種するか、若くは人を招いて耕種(承租)せしめるかは、受典人の自由である。併しかゝる農地の典に關する慣行に對して、例外をなす場合がある。(1)例へば浙江省東陽縣の馬上橋及び光里湖の兩村に於て典田と呼ばれるものにあつては、農地は出典後も債務者たる出典人によつて引續き耕種され、たゞ受典人に向つては、期に按じて田賦を納付するに過ぎないものである。(2)また雲南省の祿豐縣では田地の出典後も、債務者たる出典人が引續いて該田地を耕種する。但し此の場合には典契約を締結する外に、別に租田契約(小作契約)を立て、出典人より受典人に毎年一定の穀物小作料を納入すべきものとする。<sup>9)</sup>上記の浙江省東陽縣の例外事例は其の記載不充分なるため、之のみにては何等の推斷をもなし得ない。然るに雲南省祿豐縣の例外事例では、田地の出典後も出典人が引續き該田地を耕種するものであるが、併しこの場合、出典人は受典人に對し小作契約證書を差入れるものであるから、典契約の成立によつて該田地の占有が一應受典人に移されるが、同時に受典人は其の自由意志から出典人に之を小作せしめるものと解すべきである。従つて斯かる例外があるとしても、之によつて典權が典價を支付して他人の不動産を占有し、之を使用収益する權利たるの本質を害するものではない。

之不動産得就其賣得價金受清償之權<sup>7)</sup>

5) 上掲、中國經濟年鑑、F. 三二六頁。  
6) 支那民法 第九一條、稱典權者謂支付典價占有他人之不動產而爲使用及收益之權<sup>1)</sup>。

7) 行政院農村復興委員會、浙江省農村調查、八〇頁。中華民國新民會中央指導

上述の農地の典に於ては、完全なる土地所有權が暫時出典されるものであるが、長江流域地方に於ける如く、土地所有權が田面權と田底權とに分割されてゐる處では、それ／＼田面と田底とは別個に出典される。田面出典の際には、田地の使用權たる耕作權が受典人たる債權者に暫時移轉されるものであり、田底出典の際には、田底は大概都市の富戶、商人又は郷間の富農に移轉され、普通の農民は田底を受典する力がない。田面の受典人は出典人に代つて田面を使用收益し、田底權者に對する小作料は出典人に代つて受典人が之を支拂ふ。田底の受典人は其の田底を使用收益することなく、其の田面權者より一定の小作料を取得するに過ぎず、従つて此の場合には、小作料取得權のみが田底の出典人から受典人に移轉するに過ぎない。<sup>10)</sup>

農地の典權者たる受典人は、それが田面の典權者であれ、田底の典權者であれ、はたまた兩者を合一せる田所有權の典權者であれ、典權の存續中は、その典物を他人に轉典若くは出租(貸貸)することが出来る。併し典契約に別の約定があり、若くはその地方に別の慣習のある場合には、それに従ふべきものとする。また期限の定めある典權を轉典若くは租賃(貸貸)する場合には、その期限は原典權の期限を越ゆるを得ず、之に反し期限の定めなき典權を轉典若くは租賃する場合には、之に期限を付するを得ない。一般に轉典の典價は、原典價を超過するを得ないことゝなつてゐる。<sup>11)</sup>

受典人たる典權人は、また典權を他人に讓與することも出来る。この場合、典權の讓受人は出典人に對して典權人と同一の權利を取得するものである。<sup>12)</sup> 出典人は典權の設定後に於ても典物たる農地の所有權は之を他人に讓渡、賣却することが出来る。この場合、典權人は右の讓受人又は買受人に對しては原出典人に對すると同一の權

8) 河北省樂亭縣事情、一一一頁。同上、河北省望都縣事情、一一一頁。

9) 浙江省農村調查、八〇〇頁。雲南省農村調查、一四三頁。

10) 行政院農復委員會、與平潮縣政府、平湖之土地經濟、一〇五頁參照。韓德中央政治學校地政學院、社會科學雜誌第三卷第二期(馮和法編、中國農村經濟、浙西農村之借貸制度、

利を有するものとする。<sup>12)</sup> かく出典人が典物の所有権を他人に譲渡、賣却せんとする場合に、若し典権人が同一の價額を提出して自己に之を留買せんと聲明するならば、出典人は正當の理由があるに非ざれば、之を拒絶するを得ないこととなつてゐる。<sup>14)</sup> 思ふに出典人が典物たる農地を他人に賣却せんとする場合には、同一の價格ならば、現在の使用收益者たる典権人が、之を購入するのが萬事好都合だからである。

典權に期限のある場合に、期限が満つれば出典人は原典價を以て典物たる農地を典權者より回贖(買戻)して、従前の如く之を使用收益することが出来る。この場合、出典人が典期が満了したる後二ヶ年を経過するも、原典價を以て回贖せざるときは、典權人は直ちに典物の所有権を取得する。<sup>13)</sup> 典權にして期限の定めのないものにあつては、出典人は隨時原典價を以て典物を回贖することが出来る。但し出典後三十年を経過するも、出典人が回贖せざるときは、典權人は直ちに典物の所有権を取得する。<sup>15)</sup> かくの如く期限の定めなき典權に於て、出典後三十年を経過するも出典人が回贖せざるときは、典物の所有権が典權人に移る所以は、民法第九一二條に「典權の期限の約定は三十年を逾ゆるを得ず、三十年を逾ゆるものは短縮して三十年となす」と規定してゐるからである。何故に民法が典權の期限を三十年に限定したかについては、尙ほ後に論ずる。而して出典人が回贖をなすに際し、典物が耕作地なるときは、收益の季節後、次期の作業開始前に之を爲すべく、その他の不動産なるときは六個月以前に典權人に豫告すべきものとする。<sup>17)</sup> 尙ほまた出典人が典權の存續中その典物の所有権を典權人に讓與することを表示すれば、典權人は時價に按じて找貼(追加金を出す)して典物の所有権を取得することを得る。但し此の找貼は一回限りとする。<sup>18)</sup>

12) 頁。一〇七。五。六。一。七。條。民法、第九一。九。四。條。第。九。二。六。條。第。九。二。六。條。第。九。二。六。條。第。九。二。六。條。

11) 條。一。八。三。五。條。第。九。二。五。條。第。九。二。五。條。第。九。二。五。條。第。九。二。五。條。

13)

15)

17)

14)

16)

18)

尙ほ出典後、出典人が更に金錢の必要に迫られたるときは、典権者に對して典價の追加を求め得る慣行がある。之を拔價といふ。大清會典事例は找價の字を用ゐ、大清律例や戶部則例は找貼、找給又は單に找の字を用ゐるが、孰れも皆典價追加の義である。<sup>20)</sup> 例へば福建省政和縣では田地の典賣後も再三找價を許してゐる。之を一找、二找、三找の習慣と謂ひ、絶賣契を立つれば、以後は找價や回贖を許さない。同省漳平縣にも出典後再四典價を増し得る慣行がある。<sup>19)</sup> また出典人が回贖期に於て回贖する力のない場合には、典権人は出典人をして典物を他人に賣却(別賣)せしめ、その賣得金を以て自己の典價を回收することを出典人に請求することが出来る。<sup>21)</sup>

以上によつて農地に關する典の本質について概説したが、韓德章によれば農業經濟研究上、典の占める位置に關しては、兩種の異なる解釋がある。その一は田地の典を以て一種の貸借形式と看做すもので、出典人は即ち債務者であり、受典人は即ち債権者であり、債権者が債務者の土地を經營するに際し、その土地より獲得する收益は、債務者が債権者に納付する利息に相當するものとなす。その二は田地の典を以て小作(租佃)制度の變體と看做すもので、一時に貨幣小作料を豫納する小作制に相當し、業主と典種農家とは社會關係上にあつては、雙方とも地主及び小作人といふ名義上の區分が無いのに過ぎないとされてゐる。典を一種の小作關係と見る場合には、田面の典出は之を耕作權の轉貸、田底の典出は小作料取得權の轉貸と解すべきこととなるであらう。一般には典を以て一種の貸借形式として研究される場合が多いが、我々は先づ以て典の本質やその慣行を充分に把握しなければならぬ。<sup>22)</sup>

19) 滿鐵經濟調查會、華北地券(契)制度の研究、九三頁。關東州總務部事務局調査課、關東州土地舊慣一斑、二五七頁。張錫昌、農村社會調査、一七六頁。  
20) 司法行政部、民商事習慣調查報告錄(一)、五〇四頁及び五四二頁。  
21) 同上掲、華北地券(契)制度の研究、九三頁。滿鐵社長室調査課、關東州土地制度論、一〇八頁。





支那に於ける農地の典に就いて

第五十卷 六七八 第六號 八

毎畝ノ税金〇〇

中人 代筆人 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

中華民國〇年〇月〇日契約ヲ立ツ

この定縣に於ける典契約では、(1)之を當地文契と稱する點、(2)典期を五ヶ年とし、この期間内では轉典、回贖竝に典價の追加たる拔價を許さない點に、特徴がある。

(2) 山東省濰縣に於る典契約(典押田契)<sup>26)</sup>

立典押田契人〇〇〇爲因正用令將坐落〇處〇坡地幾畝幾分憑中說妥暫典〇姓管業言明時值典價洋〇〇元正當日洋契一併交領自典之後任憑典主過戶完糧言定典年爲限年滿之日即備原價贖回如無力贖回由典主繼續耕種或照時值公價加足換契不得拾高壓低恐後無憑立此典押田契存證

民國〇年〇月〇日

立典押契人 中人 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 押 押

(2) 右の契約書を邦譯して左に示す。

典田契約ノ立ツル人〇〇〇ハ必要ノタメニ、今將ニ〇處〇坡ニ在ル幾畝幾分ノ土地ヲ、中人ニヨツテ協定シテ暫時〇姓ニ出典シテ經營セシメル。當時ノ值ニヨリ典價ヲ大洋〇〇元也ト言明ス。本日典價ト契約書トヲ一緒ニ交付ス。出典シテヨリ後ハ、受典人ニ名義ノ書換ト納稅トヲ任セル。典年ヲ期限ト爲スコトヲ協定スル、年限ノ滿了スル日ニ、直チニ原價ヲ備ヘテ回贖(買戻)ス、若シ回贖スル力ガナケレバ、受典人ニ由ツテ耕種ヲ繼續スルカ、或ハ當時ノ值タル公認ノ價格ニ照シテ追加金(即チ不足金)ヲ出シテ賣契ニ換ヘル、コノ際故意ニ價格ヲ高メ又ハ低メルコトヲ得ナイ。後ニ至リ證據ナキヲ

度の研究、九三頁參照。

24) 前掲、中國經濟年鑑、F. 三二八頁。前掲、浙江省農村調查、一三四頁。前掲、河北省樂亭縣事情、一二〇頁。  
25) 李景漢編、定縣社會概況調查、七四六頁。  
26) 國際貿易局、工商半月刊、第六卷第四號(馮和法編、中國農村經濟資料、續編、



某方、東ハ某處ニ至リ、西ハ某處ニ至リ、南ハ某處ニ至リ、北ハ某處ニ至ル、以上四方ノ境界ガ明白デアアル、中人ヲ通ジテ願ツテ某某ノ名義ヲ買受ケテモテヒ、經營セシメル、當時ノ値ニヨル賣價ハ銀若干元也ト三人ガ言定スル。賣渡ノ後ハ買主ノ管理ニ任セ、決シテ干渉シナイ。之ハ正當ノ取引ニカ、リ、決シテ偽贖ヤ重複賣買等ノ事情ガナイ、若シ親族ヤ世人ニシテ之ヲ不正ノ取引ト稱スルモノガアレバ、賣主ガ自ラ處理シ、買主ニ迷惑ヲ及サナイ、コレハ雙方ノ合意ニカ、リ、各々後悔ガナイ、年限ニ拘ラズ原價ニ照シテ買戻シ得ルコトヲ言定ス。口約デハ證據ナキヲ恐ル、ガ故ニ、コノ賣契ヲ立テ、證トス

年	月	日			
			賣契ヲ立ツル		
			中人	〇	〇
			代書	〇	〇
				〇	〇
				〇	〇
				押	押

この浙江省東陽縣に於ける典契約は、(1)賣契の書式を用ゐる點、(2)出賣後年限の如何に拘らず、何時にても買戻し得る點に特徴がある。

以上によつて支那各地に於ける典田契約證が如何なる形式を備ふるかを示したが、地方によつては典契の名義を用ゐる外に絶契又は括契の名義を用ゐて、回贖をなし得る形式をとるものがある。更に田底と田面とを合一して出典するものと、田底のみを出典するものとの別があるから、典田契は相當複雑である。韓德章は右の諸點を考慮して、浙江省浙西の典田を左の七種に分類してゐる。<sup>28)</sup>

(A) 田底と田面とを合一して a 賣契を立て暫時絶賣とす  
 (典田するもの)

(1) 絶賣契を立て、回贖の時  
 期を定めるもの

(a) 契約後に回贖の年月を註  
 明するもの  
 (b) 別に回贖契約を附加する  
 もの  
 (c) 將來の回贖年月を記入し  
 期に至つて回贖せざれば  
 絶賣となすもの

28) 韓德章、前掲論文(馮和法編、中國農村經濟資料、五五九頁)。

典田

受典人は暫時管理、經營の權を取得ず

b 典契の名義を用ふ

(B) 田底を典田するもの、受典人が暫屬權を取得ず—契約内に小作料額を註明し、受典人に於て小作料を收納す

(2) 活契を立て、回贖の年限を定めざるもの

(1) 期を定め原價を以て回贖するもの

(2) 年限を定めず、原價を以て回贖するもの

### 三 農地の典契約に關する事項

以下、典契約に關する事項として、中人の手數料、典の期限、典價、典の回贖と絶賣、その他に關して論述することとする。

(一) 中人の手數料及び其他の負擔 典契約を立てるには、普通中人を依頼し、從つて當事者から一定の手數料を之に支拂ふものとする。その他、契稅、筆費等があり、負擔は相當に重い。

(1) 河北省樂亭縣の典契では、中佃(中人の手數料)として、受典人から典價の三%、出典人から二%を支拂ふ。尙ほ典契稅として受典人より典價の三%を納付すべき外に、契紙每張(契約用紙一枚につき)五角を納付するを要する。<sup>29)</sup> (2) 江蘇省鹽城縣の典契では契稅と中佃とを合し、典價の二乃至三%を支拂ふ。<sup>30)</sup> (3) 浙江省崇德縣の典契では通常中佃は典價の五%、驗契費(典契の検査費)は每元三分、凡て受典人が負擔す。回贖時の筆費は出典人が出す。<sup>31)</sup> (4) 同省龍游縣の典契では中佃及び筆費として典價の一・五%を受典人が支拂ふ。中人は典契に關して紛議が起れば之を調停すべきで、その責任は重い。俗間では「不做中、不做保、一世無煩惱」ときへ言はれてゐる。<sup>32)</sup> (5) 河南省輝縣では中佃として典價の四%を受典人と出典人とが均分負擔す、受典人が三%、出典人が二%負擔する場合を「成三破二」と稱す。(6) 同省許昌では出典人が一%乃至三%の中佃を出す外に、受典人が三%乃至四・五%の勘丈員(測量員)手續費を出す。(7) また同省鎮平、内鄉では中佃を出さない代りに、中人を獎勵する。(8) 同省鄧縣では受典人が典

支那に於ける農地の典に就いて

第五十卷

六八一

第六號

一一

一三〇頁。  
一〇〇頁。  
四〇頁。  
一三五頁。  
一三五頁。  
一三五頁。  
一三五頁。  
一三五頁。  
一三五頁。  
一三五頁。

價の二〇%に相當する登記費を支拂ふべきものとす。<sup>38)</sup>

(二)典の期限 典の期限は二、三年乃至五年のものが多いが、また更に長期のもの、無期限のものもある。

(1)河北省定縣では典期は普通一ケ年とするも、滹沱水の便ある圃地の典期は五年、旱地は三年とする。<sup>34)</sup>(2)同省樂亭縣では典期は普通三年又は五年とす。<sup>35)</sup>(3)江蘇省邳縣では典期は通常三年とし、同省鹽城縣徐家村及び魏家宅では普通典には年限を定めない。<sup>36)</sup>(4)浙江省崇德縣では典期は普通五年、最長十年、三年のものもある。<sup>37)</sup>(5)同省平湖縣では典期は三年、五年等不同である。<sup>38)</sup>(5)福建省政和縣では典に期限を設けず、出典後、數十年、甚だしきに至つては數百年を經過するも、原典價で回贖し得る慣習がある。<sup>39)</sup>

典の期限が不定であり、然かも出典後長年月が經過し、その間に再三轉典が行はれるときは、遂に何人が眞の土地所有者なるか判明し得なくなり、紛議を醸すこととなる。また地租(田賦)の賦課上にも困難を來すこととなる。この點を考慮して清理不動産典當辦法(民國四年六月呈准)は、「民間ニ於ケル典當ニ關スル契約書ノ記載不明ノ不動産ニシテ三十年ヲ經過シ回贖ノ字義記載ナク又別ニ回贖ヲ證明スヘキ補證ナキモノハ絶産トシ回贖ヲ許サス……」(第一條)とし、また「典當ニシテ原契約成立ノ日ヨリ六十年ヲ經過シタルモノハ其ノ間加典續典ノ有無ヲ論セス總テ絶産トシ原業主ノ抗爭ヲ許サス……」(第二條)と規定して、舊來の典を整理することとした。併し之によつて如何なる程度まで在來の典が整理されたかは疑問である。次いで民法(民國十八年十月施行)は、前述の如く、典權の約定期限は三十年を逾ゆるを得ず、三十年を逾ゆるものは之を三十年に短縮することとした。

(三)典價 農地の典價は農地賣買價格の五割乃至六割を占める場合が多い。

(1)河北省定縣では典價は田價の五割弱に當り、五畝の地價を四百元とすれば典價は百五十元乃至二百元である。<sup>41)</sup>(2)同省清華園附近の東王莊村に於ける六畝の典價は百十元で地價の五割に當り、羅家村の二畝の典價は四十五元で、地價(每畝四十元)の五割

33) 前掲、河南省農村調查、五五頁。

35) 前掲、河北省樂亭縣事情、一二〇頁。

37) 前掲、浙江省農村調查、一三五頁。

39) 司法行政部、民商事習慣調查報告錄(一)、五〇五頁。

40) 本辦法は十ヶ條よりなる。

34) 前掲、定縣社會概況調查、七四六頁。

36) 前掲、江蘇省農村調查、一〇四頁。

38) 前掲、平湖之土地經濟、一〇五頁。

41) 前掲、定縣社會概況調查、七四六頁。

強に當る。(3)河南省許昌縣、輝縣、鎮平縣では典價の地價に對する割合は、民國二十二年に夫々五五%、五八%、五一%となつてゐる。(4)江蘇省鹽城では典價は地價の六割に當る。(5)浙江省永嘉縣下の六村では、民國二十二年の典價は普通每畝三十一元六角で、地價五十元の六割強に當る。(6)同省龍游縣下の八村では、民國二十二年度の典價は普通每畝二十九元二角で、地價三十五元七角の八割強に當る。

茲に資料の得られる浙江、江蘇及び河南の若干地方に於ける一畝當りの抵押、典當、賣買價格を左に比較する。

地名	種別	最高	最低	普通	
浙江省龍游縣八村 平均(民國二十二年)	抵押價格 典當價格 賣買價格	二四・八元	一一・一元	一六・五元 二九・二元 三五・七元	地價の四六・二% 地價の八一・八% 地價の四一・六%
浙江省東陽八村 平均(民國二十二年)	抵押價格 典當價格 賣買價格	七〇・〇	三五・五	五二・五 八九・三元 一二六・二元	地價の四〇・〇% 地價の六〇・〇% 地價の七〇・八%
江蘇省鹽城	抵押價格 典當價格			一八・八 二五・三元	地價の四〇・九% 地價の五五・〇%
河南省許昌 (民國二十二年)	抵押價格 典當價格 賣買價格			四六・〇	地價の五五・〇%

かゝる農地の抵押價格、典價格及び地價の關係から、農民が生活の困窮によつて資金を必要とする場合には、先づ農地を抵押として資金を借入れる。更に窮乏によつて資金を必要とするか、若くは利息が滞り、債權者の督促が激しくなれば、その農地を出典することとなる。蓋し典價は抵押によつて得られる金額よりも多いからであ

支那に於ける農地の典に就いて

42) 前掲、河南省農村調査、五五頁、民國二十二年では許昌に於ける地價は每畝46.0元、典價は25.3元、輝縣では夫々56.3元、32.5元、鎮平では夫々37.5元、19.2元となつてゐる。  
43) 前掲、江蘇省農村調査、四〇頁。  
44) 前掲、浙江省農村調査、一八三頁。  
45) 同書、二七頁。  
46) 前掲、浙江省農村調査、二七頁及び八二頁。前掲、江蘇省農村調査、四〇頁。

る。併し出典によつて、農民は農地の使用収益權を失ふから、一層窮乏し、最後の手段として農地を絶賣してしまふ場合が多<sup>7)</sup>。

(四)出典の動機と出典地の面積 農民が農地を出典するのは、生活の窮乏によることは云ふまでもない。出典によつて農地の耕作權が受典者に移るのであるから、この點から云ふも農業生産資金を借入れるために、農地を出典するものゝ少いことが豫想される。

(1)河北省定縣に於ける出典農家六十四戸につき、李景漢氏は出典原因別に之を左の六項に分類してゐる。即ち生活費の不足によるもの四一・九%、舊債の返還によるもの一九・四%、喪事を辨ずるもの一六・六%、婚事を辨ずるもの一二・九%、商業の缺損によるもの六・五%、子弟の入学を助くるもの三・二%となつてゐる。<sup>48)</sup>(2)河北省清華園でも、農民が典田をなすのは、負債の累積のため、また婚喪の費用を支辨するためで、農業生産力の増進のために爲すものは極めて少ない。たゞ一農家が家畜購入のために典地をなしたるに過ぎない。<sup>49)</sup>

次に農村中に於て、農地を出典せる農家が幾割を占めるか、出典農地は全農地の幾割を占めるか、また出典人及び受典人は如何なる階級の農家又は者であるかを検討しよう。

(1)河北省鹽山縣では調査農家百五十戸の中、その三分の一が所有地を出典してゐる。<sup>50)</sup>(2)山東省泰安縣嶗窪莊村の總土地面積は三七〇畝であるが、出典地積は三二畝餘となつてゐる。出典者には自作農が最も多く、自作兼小作農が之に亞ぎ、残りは兼業農家その他である。村内の受典者には自作農が最も多く、自作兼小作農が之に亞ぎ、外に少數の兼業農家がある。<sup>51)</sup>(3)河南省許昌縣下の五村では、民國十七年より二十二年に至る期間に、地主(合計所有田二四畝)は六畝を出典し、富農(合計所有田一、〇七〇畝)は一四畝を出典し、八畝を受典し、中農(合計所有田一、九五二畝)は五六畝を出典し、五畝を受典し、貧農(合計所有田一、九一六畝)は三六畝を出典し、二三畝を受典してゐる。<sup>52)</sup>(4)浙江省樂德縣下の九村では、民國十七年より二十二年に至る期間に、地主及び富農には出典者がなく、中農は三五・三畝、貧農及び雇農は二四・一畝を出典してゐる。<sup>53)</sup>

前掲、河南省農村調査、五一頁、五五頁。  
47) 天野元之助氏、中支農業金融に就いて(滿鐵調査月報、昭和十四年八月號)九  
五頁。  
48) 前掲、定縣社會概況調査、七四六頁。  
49) 李樹青、清華園附近農村的借貸情形(馮和法、中國農村經濟資料、續編、八四  
〇頁)。

かゝる断片的資料から一般を推定するを得ないが、農地の出典者には中農たる自作農や自作兼小作農が多く、受典者には比較的富裕なる自作農、富農又は地主が多く、その他商人も相當多いと思はれる。<sup>54)</sup> 受典者が村内のものであるか、また村外のものであるかによつて、多少その階級又は職業を異にすると思はれるが、之を確かめる資料が見當らない。

(五) 回贖と絶賣 農民が父祖相傳の土地に對して懐く執着心は極めて根強いから、資金を必要とする場合にも容易に之を賣却せず、通常先づ之を抵押とし、然る後に之を出典するものである。出典の場合に於ても、農民は將來回贖して、その農地を自家に戻し入れる望みを捨てるものではない。併しこの望みは儂いもので、入典地を絶賣(買戻し得ない賣却)してしまふ場合が多い。

(1) 山東省泰安縣の一部落の調査でも「本村に於て未だ入典地の回贖の例を聽かず、むしろ何年かの後に更に資金の必要に迫られ結局これを手離すに至つたものを見るのみにして、親は子に、子は孫に空しく引繼がれ遂にはこれを賣却しなければならぬ運命を辿るであらうことは推測に難くない所である」<sup>50)</sup>と述べられてゐる。(2) 河北省清華園の調査でも、一度出典すれば、回贖の望みは甚だ少なく、甚だしきに至つては、父又は祖父の手によつて出典されたが、その子や孫は價を備へて回贖する力がないと云はれてゐる。(3) 河南省許昌縣下の五村では、民國十七年より二十二年迄に一一二畝の土地が出典されたも、回贖は七畝に過ぎない。<sup>51)</sup> (4) 浙江省龍游縣では、過去に於ては出典地の六割は回贖されたが、近年來は出典者も少いが、回贖者に至つては殆ど絶無である。<sup>52)</sup> (5) 同省東陽縣下八村では、農村經濟が日に崩潰、破産に趨くため、典出の田畝は大部分回贖の力量なく、找價(追加金)を得て絶賣し、目前の急需を救ふのみである。<sup>53)</sup> (6) 同省崇德縣下の九村では、民國十七年より二十二年迄に、中農と貧農は五九・四畝を出典したが、未だ一畝も回贖しない。<sup>54)</sup> (7) 同省永嘉縣下の六村では、農民が田地を賣る迄に其の八割は抵押を經る。既に出典された田地にして回贖されるものは極めて少ない。<sup>55)</sup>

支那に於ける農地の典に就いて

50) 卜凱(孫文郁譯)、河北灤山縣一百五十農家之經濟社會調查(馮和法、中國農村經濟資料、六三〇頁)。  
51) 北支經濟調查所第四班、泰安縣一部落に於ける農業事情(滿鐵調查月報、昭和十五年三月號)一八頁以下。  
52) 上掲、河南省農村調查、四五頁。  
53) 前掲、浙江省農村調查、一三二頁。  
54) 土地委員會の調査では、出典者の九〇%は農民にして、典得者も農民が多い。



かくの如く農地を出典したる農民にして、後日之を回贖し得るものは殆どなく、典期が到来すれば、我價(追加金)を得て絶賣してしまふものが多い。

(六)典地の田賦關係 農地の出典後、その田税は出典人が負擔するか、また受典人が負擔するかは問題であるが、各地の慣行は左の如くなつてゐる。

(1)河北省樂亭縣では、出典地に關しては「糧不過戶、仍由出典人向官納糧」とあるから、納税の名義人を書換へず、出典人から官へ納税するものとする。<sup>(62)</sup> (2)山東省濰縣の典田契約證には、「自典之後、任憑典主過戶完糧」とあるから、この場合には受典人に納税の名義を書換へ、受典人が田税を納付する。<sup>(63)</sup> (3)浙江省龍游縣では出典人が舊によつて典田の納税を負擔するものとする。<sup>(64)</sup> (4)同省東陽縣でも出典に際し、「糧不過戶、仍由出典人向官納糧、受典人是很占便宜」となつてゐるから、出典人が田税を負擔する。然るに各縣の田賦が年々増加するから、出典人の田賦負擔が過重となり、勢ひ飛灑詭寄が行はれることとなり、その結果として田あつて田税なく、田税あつて田なき紛亂を發生することとなる。<sup>(65)</sup>

即ち典田の田税は、出典人が負擔する場合と受典人が負擔する場合とがある。出典人が負擔する場合には、重き田税を避けるため、飛灑詭寄が行はれ、田あるも、田税なく、田税あるも田なき紛亂現象を起すこととなる。

#### 四 結 言

以上によつて支那に於ける農地の典について概説し、その本質、契約形式、典契約に關する諸事項に就いて述べた。近代的農村金融機關の完備しない支那では、典田は一種の農民金融方便として必要であることは之を認むべきであらう。併しそれにはまた弊害の伴ふことを見逃してはならない。即ち(1)受典人は典田の眞の所有者でな

には多いが、六〇%に過ぎず、商人は二〇%、餘は紳士、地主である<sup>1</sup>と言はれてゐる。天野元之助氏、前掲論文、九五頁。

55) 前掲、泰安縣一部落の農業事情(滿鐵調査月報、昭和十五年三月號、一九頁)。

56) 前掲、李樹青論文(中國農村經濟資料、續編、八四〇頁)。

57) 前掲、河南省農村調査、四五頁。 58) 前掲、浙江省農村調査、二七頁。

いから、地方の利用に際しては毫も愛惜の念を懐かず、従つて數年の耕種によつて地方が消耗し、その地價は典價よりも低落することとなり、之によつて荒田が逐年増加するの弊を伴ふ。<sup>67)</sup>次に典を通じて土地所有の集中を促す。即ち農地の所有は農民の手を離れ、次第に城市の地主と商業・高利貸業者の手に歸することとなり、ひいて農村の荒廢を齎す。<sup>68)</sup>典期が長きに失するときは、土地所有關係の不明確さを來し、農民間に紛議を醸す。また典田は其の賦稅關係を紛亂せしめることとなる。

而して農民が農地を出典するのは、既述の如く主として生計の困難によるものであるから、農民が其の所有農地を出典するのを防止するためには、一面に於て農業生産力の向上に努めて、農家家計の收支均衡を圖ると共に、他面に於て農村金融組織を整備・改善することが必要である。

- 59) 同書、八一頁。 60) 同書、一三五頁。 61) 同書、一八二頁。  
62) 前掲、河北省樂亭縣事情、一二〇頁。  
63) 前掲、國際貿易局、工商半月刊(中國農村經濟資料、續編、九〇五頁)。  
64) 前掲、浙江省農村調查、二五頁。  
65) 自己の田地の租稅を少くして他人の租稅中に加入せしめるを飛瀧と謂ひ、又自己の租稅を論つて他人の租稅中に加へるを詭審と謂ふ。即ち自己の租稅の一部を他人に轉嫁せしめることである。  
66) 浙江省農村調查、八〇頁。  
67) 前掲、清華園附近農村的借貸情形(中國農村經濟資料、續編、八四一頁)。